



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月29日火曜日 第2592号

◇ 目 次 ◇

形質変更時要届出区域の指定.....（環境政策課）... 634
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 634

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 634
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（4件）.....（ " ）... 635

告 示

○愛媛県告示第903号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

平成26年7月29日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市町谷字山田甲382番9の一部、甲390番1の一部、甲390番2の一部、甲392番、甲393番、甲394番、甲395番1、甲398番1の一部、甲399番1、甲399番2の一部、甲400番1の一部、甲402番の一部、甲403番1、甲403番2、甲404番1の一部、甲408

番24の一部、甲409番1の一部、甲442番1、甲443番1の一部、甲443番2の一部、甲448番4、甲449番1、甲450番2、甲451番、甲452番、甲453番2の一部、甲456番の一部、甲457番の一部、甲458番1及び甲458番2の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第904号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年7月29日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第15号 平成26年7月18日	東温市樋口字前川甲1261番1、1262番1、1267番4、1268番1、1268番2、1269番、1270番1、1273番1、1389番3	松山市須賀町1番8号 株式会社大盛産業 代表取締役 松本茂生

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月29日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年7月14日	特定非営利活動法人愛媛アグリソーラーサポートセンター	清水一久	松山市南久米町971番地5 パラドール南久米1階	この法人は、広く一般市民に対して、再生可能エネルギーによる発電の普及・啓発・推進及びその支援に関する事業、再生可能エネルギー発電の導入、運営についての調査、診断及び評価に関する事業、地域の農家等に対する支援・援助に関する事業等を行い、環境の保全及び農業支援を通じて農山漁村の振興を図り、もって広く公益に寄与する事を目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月14日	NPO法人総合就職支援パワフルワーク	山 内 繁	松山市小坂4丁目7番20号	この法人は、就職を希望する県下不特定多数の個人・団体に対して、職業能力開発事業・就職支援事業・職業紹介事業を行い、より高度な職業能力を習得した人材を輩出し、授業者に最適な職場の選択を支援し、我々の事業に賛同してくれる企業の協力を得て紹介を行うことにより就職率を上げ、最終的に社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月14日	特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構	森 田 浩 治	松山市一番町四丁目4番地1 松山法務総合庁舎6階	本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月15日	NPO法人生き生きふれ愛えひめ	村 瀬 瑞 親	松山市西石井3丁目4番7号	この法人は、地域住民に対して、まちづくりの推進事業、環境の保全を図る事業、子どもの健全育成を図る事業を行い、人々が支え合い活力に満ちたまちづくり推進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月15日	特定非営利活動法人Asanami Work Camp	西 谷 哲 夫	松山市苞木甲247番地3	この法人は、社会参加・社会自立を図ろうとする障害者・高齢者・青少年の生活に関する相談に応じ、生活及び生活訓練等を実施する事業、並びに働く場を提供する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。